

## 第3章 課題まとめ及び考察



### 第3章 課題まとめ及び考察

#### 1 課題まとめ

今回、本市における駐輪実態を把握するために、駐輪施設実態調査と利用者アンケート調査を実施した。

課題として捉えた項目と内容は、図表 1.25 のとおりであった。

図表 1.25 課題として捉えた項目と内容(再掲)

項目	内容
大規模施設	利用状況が義務台数と乖離しているのではないか。
複合施設	放置自転車が多いのではないか。
条例適用外施設	放置自転車が多いのではないか。
商店街エリア	利用者が少ないのではないか。
自転車通行規制エリア	利用者が少ないのではないか。
コンビニエンスストア等，駐輪需要が集中する施設	放置自転車が多いのではないか。コンビニエンスストアについては，大型の店舗より小型の店舗の方が放置自転車は多いのではないか。
屋上駐輪場・地下駐輪場	利用者が少ないのではないか。
隔地駐輪場	利用者が少ないのではないか。
使用する時の使い易さ	利用者の満足度が低いのではないか。

これらの項目についての調査結果は、図表 3.1 のようになった。

図表 3.1 課題調査結果

課題	項目	課題の内容	調査結果
1	大規模施設	利用状況が義務台数と乖離しているのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設面積 5,000m<sup>2</sup> 以上の施設について，駐輪率が 50%を超える時間帯が 2 施設で認められたが，それ以外では駐輪率が 20%程度またはそれを下回る時間帯が 7 割以上あった。</li> <li>・施設面積 1,000m<sup>2</sup> までの 107 箇所を全体でみれば，駐輪率が 30%から 40%であった。</li> <li>・施設面積 1,000m<sup>2</sup> から 5,000m<sup>2</sup> までの 28 箇所を全体でみれば，駐輪率は 16%から 40%であった。</li> <li>・現行条例での義務台数に対して，実際の駐輪率は低い施設があり，施設面積が大きくなるに従い，その傾向はより大きかった。</li> </ul>

2	複合施設	放置自転車が 多いの ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回調査した複合施設（6施設）全体で見ると、平日・休日、時間帯を問わず、敷地内での放置自転車があった。</li> <li>・道路上の放置自転車があったのは、休日の10時の時間帯と休日の15時の時間帯でそれぞれ1台あったが、それ以外の放置自転車は敷地内の放置であった。</li> </ul>
3	条例適用外施設	放置自転車が 多いの ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例適用外施設においても、約70%の施設が駐輪場をすでに設置していた。</li> <li>・「駐輪場設置済」の施設全体の放置台数は、平日・休日、時間帯に関わらず、1施設当たり1台程度であった。</li> <li>・「駐輪場未設置」の施設全体の放置台数は、1施設当たり3台から5台だった。</li> <li>・「駐輪場設置済」の施設全体では、駐輪率は最も多い時間帯で44%であった。</li> </ul>
4	商店街エリア	利用者が少ない のではない か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街エリアでの駐輪率は24%から37%であり、50%以上になる時間帯のある施設は5施設あった。</li> <li>・商店街エリア内において、放置自転車は見られたが、5台以下であり、放置自転車の多くは、敷地内が多く、迷惑となる道路上の放置は少ない。</li> </ul>
5	自転車通行規制 エリア	利用者が少ない のではない か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2施設とも駐輪率が100%になる時間帯があった。</li> <li>・駐輪率は高いが、道路上の放置自転車は確認されなかった。</li> </ul>
6	コンビニエンスストア 等、駐輪需要が 集中する施設	放置自転車が 多いの ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型コンビニエンスストアに対して、駐輪空間の確保が厳しい小規模コンビニエンスストアの方が放置自転車の事例がやや多く見受けられた。</li> <li>・駐輪需要が集中すると考えた施設に関して、放置自転車は見られたが、一部の施設を除き、放置自転車の多くは、敷地内が多く、迷惑となる道路上の放置は少ない。</li> </ul>
7	屋上駐輪場・地 下駐輪場	利用者が少ない のではない か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上の駐輪場の駐輪率は、3施設中2施設でどの時間帯を見ても20%以下であった。</li> <li>・地下駐輪場の駐輪率は屋上駐輪場に比べ高く、比較的利用されている。</li> </ul>
8	隔地駐輪場	利用者が少ない のではない か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的施設から各地駐輪場までの距離が短い施設のほうが駐輪率は高かった。</li> <li>・調査対象のうち、1施設に駐輪場の案内板が確認されなかった。</li> </ul>
9	使用する時の使い 易さ	利用者の満足度 が低い のではない か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の設備構造をみると、平面式より1段ラック式の駐輪率が高く、また、その設備を採用している施設のほうが、利用者の満足度は高い傾向を示した。ただし、自転車ラックについては、今回の利用者アンケート調査でも、「不便である」という意見も上がっていた。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の駐輪場に対して，利用者の満足度は高い。</li> <li>・駐輪施設に対する自由意見の中には，「屋根の設置」や「他駐輪車・バイク・自動車との接触不安」など，駐輪場の使い易さに関わる意見もあった。</li> </ul>
--	--	--	---

## 2 考察

今回の調査研究は，駐輪施設実態調査と利用者アンケート調査を市内全域において実施した。これらの考察を以下に示す。

### (1) 駐輪施設実態調査

駐輪場実態調査では，調査結果に示したとおり，今回調査した 178 箇所について，市域全体を見た場合，自転車の利用が高く駐輪需要が最も高い時間帯でも，収容台数総数を超えておらず，駐輪場に余裕があることが示された。また，市内全体のピークの駐輪率（駐輪台数／収容台数）は 41%，都心部のピークの駐輪率は 41%となっている。

それを踏まえ，課題項目別の調査結果から，今後検討すべき事項についてまとめる。

#### 【大規模施設】

施設面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の施設において，多くの時間帯で駐輪率が 20%程度やそれを下回る結果となった。市内全体の駐輪率と比べると半分程度となっており，今後詳細に検討する必要がある。

#### 【複合施設】

複合施設において，敷地内における放置自転車は見られたが，道路上の放置はごくわずかであり，今後も状況を確認していくことが望ましい。

#### 【条例適用外施設】

条例において駐輪場の設置を必要としない条例適用外施設においても，70%程度の施設が駐輪場を整備していることから，今後も状況を確認していくことが望ましい。

#### 【商店街エリア】

商店街エリアにある施設での駐輪率も市内全体の駐輪率と同様 40%程度であったことから，今後も状況を確認していくことが望ましい。一方，店舗ごとの駐輪場設置が困難であること，図表 3.2 のように大阪市など他自治体において共同駐輪場の設置について制度化されていることから，これらの動向も確認していくことが望ましい。

図表 3.2 大阪市, 商店街の駐輪対策「駐輪需要を集約する共同自転車駐車場の活用を制度化(平成 28 年度)」

**【課題】**

- ・多くの施設が集積する商店街等では、自転車の通行が禁止されている道路も多く、自転車を駐輪した後、一つの施設だけを利用するのではなく、複数の施設を徒歩で移動して利用する行動がみられる。このため、個々の施設で自転車駐車を設置する(必要台数を算出する)というルールが、その自転車利用者の行動に合っていない状況が生じている。

**【見直し内容】**

- ・2以上の施設が共同で利用する自転車駐車場(以下「共同自転車駐車場<sup>※1</sup>」という。)を設置する時に、当該2以上の施設が関連して駐輪需要を発生させている場合<sup>※2</sup>には、それら施設を1つの施設とみなし、自転車駐車場の規模(必要台数)を算出<sup>※3</sup>する。

※1 … 共同自転車駐車場は、2以上の施設が共同で利用することから、その配置や利用時間の設定、案内板の設置などに配慮したものとす。

※2 … 2以上の施設が自転車の通行が禁止されている同一区間内(時間規制している場合を含む)、もしくは同一の商店街にある道路に出入口を持つ場合などとする。

※3 … 例えば、小売店舗では、2以上の施設の合計面積が1,000㎡を超える場合、大規模施設の緩和条件(1,000㎡以上1/5、1万㎡超0台)の適用も可能とする。

**【考え方】**

- ・自転車を駐輪した後、徒歩で移動して複数の施設を利用する行動は、1つの複合施設(ショッピングモール)内にある複数の店舗を利用する行動と同様と解釈する。
- ・また、駐輪需要を集約する共同自転車駐車場の設置は、駐輪場の規模が比較的大きく、利用者における認知度や利用しやすさの向上にも繋がる。

**【イメージ】**

出典:大阪市建設局 平成 27 年 10 月パブリックコメント

「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」の改正を検討しています」資料

**【自転車通行規制エリア】**

駐輪率が 100%となる時間帯があるなど駐輪率は高かったが、道路上の放置自転車は確認されていない。自転車通行規制エリアを含む都心部における需要率は高いことから、今後も状況を確認していくことが望ましい。

### 【駐輪需要が集中している施設】

駐輪需要が集中すると考えた施設に関して、放置自転車は見られたが、一部の施設を除き、放置自転車の多くは、敷地内が多く、迷惑となる道路上の放置は少ないことも考慮し、今後詳細に検討する必要がある。

### 【屋上駐輪場・地下駐輪場】

屋上駐輪場の駐輪率は、3施設中2施設でどの時間帯を見ても20%以下と市内全体のピーク駐輪率の半分程度となっている。一方で、屋上駐輪場が設置されている都心部では需要率が高いことから、今後詳細に検討する必要がある。

地下駐輪場の駐輪率は屋上駐輪場に比べ高く、比較的に利用されていることが確認できたが、今後も状況を確認していくことが望ましい。

### 【隔地駐輪場】

目的施設から隔地駐輪場までの距離が長いと駐輪率が低下するため、案内板の整備等も含め、今後詳細に検討する必要がある。

## (2) 利用者アンケート調査

利用者アンケート調査では、調査結果において述べたとおり、駐輪場実態調査で実施した施設周辺において1,344名から回答を得ることができた。目的施設までの所要時間では95%が20分以内となっており、自転車は近距離で利用されていることが確認できた。また、目的施設ごとの駐輪時間においてもコンビニエンスストアや郵便局は30分未満の短時間利用が90%以上、逆に遊技場や病院、スポーツ施設は30分未満の短時間利用が10%以下となっている。自転車の利用は近距離が多いと想定されるが、このことから、想定どおりの自転車の近距離利用や、用途別利用時間が確認できた。

駐輪施設に対する満足度では、やや不満、不満を合わせると10%以下であり、利用者の多くは現在設置されている駐輪場に満足している一方で、「屋根があつて満足している。屋根を付けてほしい」などの意見もあり、使いやすさの観点から、利用者の立場に立って考慮していく必要がある。

## (3) 今後の検討に向けて

今回の調査研究で、本市の駐輪需要に対して、現行の条例での駐輪施設の実態とその利用者の意識調査を実施することで、課題の一端を把握することができた。

市域全体において、駐輪場に余裕がある一方で、道路上放置が少なくなっている実態は、付置義務による駐輪場の整備だけではなく、撤去に関する取組やルール・マナーの周知・啓発といった京都市の自転車施策がうまく機能していることを示している。

本市は、これまで、市内の駐輪需要に対して適切な駐輪施設を提供するため、条例の改正を実施しており、付置義務施設に対して、「規制緩和」「規制強化」「誘導策」を軸に、より良い駐輪施策を打ち出すことで、時代の変化に則した駐輪環境の向上を実現してきた。

今回の調査研究において、検討した課題のうち、大規模施設、駐輪需要が集中している施設、屋上駐輪場・地下駐輪場、隔地駐輪場といった今後詳細に検討する必要がある項目に対しては、引き続き、追加調査や詳細な検討を実施し、必要な対策を行うべきと考える。

高齢社会の加速、愛好者も含めた自転車利用者の増加、観光等による市域外からの来訪者の増加など、今後も自転車利用の機会や利用者の多様化が予想される。

変化する自転車利用に対しては、

- ・ どのような駐輪施設を提供することが望ましいか
  - ・ 使いやすい駐輪施設とはどのようなものか
  - ・ 利用者をどう誘導するのか、駐輪場設置をどのような方向に導くのか
- など、将来を展望した駐輪施策を推進することが期待される。



## 「市内中心部における駐輪需要等に関する調査研究について」

同志社大学 商学部 青木真美

本報告書は、平成 28 年度に京都市建設局自転車政策推進室と一般財団法人地方自治研究機構調査研究部が共同で調査研究したものである。

京都市ではすでに昭和 60 年度から放置自転車の防止条例を制定し、放置自転車の撤去と大規模小売店舗等に対する自転車駐車場設置の義務付け（付置義務）などに取り組んできた。その後国の法令改正などもあり、平成 5 年 3 月に制定された新京都市基本計画に駐輪場の計画的な整備などが盛り込まれ、平成 12 年度には「京都市自転車総合計画」が策定された。この計画は平成 22 年 3 月に改訂され、平成 27 年 3 月には「京都・新自転車計画」となっている。放置自転車の撤去についてはこの新自転車計画と連動して、撤去強化区域の大幅拡大のための条例改正が行われている。

自転車駐車場の付置義務については、現在は平成 21 年 10 月に改正されたものが適用されており、対象も商業施設、銀行・郵便局、病院、学習施設、スポーツ施設、遊技施設、官公署など多岐にわたっている。

さらに、平成 28 年 10 月には自転車走行環境整備ガイドラインも策定して、ルールやマナーの「見える化」を図り、自転車の走行位置を車道左側に明示するなどの措置が開始されている。

本報告書は全体的な自転車政策の中で、付置義務の有効性や効果、利用状況、利用者からの評価などについて明らかにするために、実地調査とアンケート調査を行ったものである。行政が政策について検証・検討を行う事例はあまり多くなく、その意味でも評価すべき調査研究であるといえる。

京都における自転車の利用状況や駐輪の実態をみると、府内における自転車の保有台数は、昭和 63 年の 117 万 9 千台から平成 25 年の 168 万 2 千台と、4 割以上も増加している。一方で内閣府の調査による放置自転車台数は平成 13 年度の 1 万 340 台から平成 27 年度の 370 台と大幅に減少している。

今回の調査では、付置義務のある施設の周辺での路上の放置自転車がほとんどないという結果が出ている。また、付置義務を課せられていない平成 21 年度以前の施設についても 7 割が、駐輪施設を設置しているということも判明している。

本調査で、放置防止条例の付置義務が社会に浸透し、駐輪場がかなり整備され放置自転車が少なくなってきた実態が明らかになった。これは放置自転車の撤去というムチと駐輪場の整備というアメが上手く組み合わせられて出てきた成果だといえよう。

とはいえ、まだまだ路上の放置自転車が皆無となったわけではなく、撤去と整備という両輪に「ルールやマナーの徹底」という要素がさらに加わることによって、自転車をめぐる環境がより向上することが期待されよう。

他の地方自治体と比較して、京都市の自転車政策は多岐にわたっており、かなり厳しく実施されているといえる。その財源的投入に見合った成果が得られているといえるのではないだろうか。



## 調査研究検討委員会名簿



## 委員会・事務局名簿

委員長	青木	真美	同志社大学	商学部教授
委員	志渡澤	祥宏	京都市	建設局自転車政策推進室長
	鈴木	稔郎	一般財団法人地方自治研究機構	調査研究部 上席研究員
事務局	荒木	寿孝	京都市	建設局自転車政策推進室 基盤整備係長
	高野	良二	京都市	建設局自転車政策推進室 主任
	江見	哲郎	一般財団法人地方自治研究機構	調査研究部 主任研究員
	唐沢	崇樹	一般財団法人地方自治研究機構	調査研究部 研究員
基礎調査 機関	中西	久	総合調査設計株式会社	計画担当マネージャー
	笹井	浩	総合調査設計株式会社	調査担当マネージャー 技術士（建設部門）

（順不同，敬称略）



## 参考資料





## 参考資料

### 1 京都市自転車等放置防止条例

○京都市自転車等放置防止条例

昭和60年4月1日  
条例第3号

京都市自転車等放置防止条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第2条の5)
- 第2章 自転車等の放置に対する措置(第3条～第8条)
- 第3章 自転車駐車場の付置(第9条～第16条)
- 第4章 削除
- 第5章 雑則(第20条～第22条)
- 第6章 罰則(第23条～第26条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車等の放置の防止に関し、本市、自転車等の利用者、施設の設置者及び関係事業者(自転車等の小売又は貸出しを業とする者をいう。以下同じ。)の責務その他必要な事項を定めることにより、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車をいう。ただし、別に定めるものを除く。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。ただし、別に定めるものを除く。
- (3) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 国又は地方公共団体が公共の用に供する道路、公園その他の場所をいう。
- (6) 放置 自転車等を正当な権原に基づき駐車することを認められた場所以外の場所において、自転車等から離れることにより、当該自転車等を直ちに移動させることができない状態にすることをいう。
- (7) 対象用途 別表第1の左欄に掲げる用途をいう。
- (8) 食料品等小売店舗 小売業(消費者に対して物品を販売する業務及び農業協同組合、消費生活協同組合その他の団体がその構成員に対して物品を供給する業務をいう。)のうち、食料品を販売し、又は供給する業務(自動販売機のみにより食料品を販売し、又は供給する業務を除く。)を行うための店舗(コンビニエンスストア及び飲食店を除き、物品加工修理業を行うための店舗を含む。)をいう。
- (9) コンビニエンスストア 飲食料品及び日用品を販売する業務を行うための小売店舗で、主として飲食料品を販売し、その大部分においてセルフサービス方式(次の要件を満たしているものをいう。)を採用しているもののうち、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。
  - ア 商品の包装を購入時に行わないこと。
  - イ 販売価格があらかじめ定められていること。
  - ウ 客が自由に商品を取り集め、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して商品の代金を支払うこと。
- (10) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業を行うための施設をいう。
- (11) 銀行 信用金庫法第4条に規定する金庫の事業又は銀行法第2条第2項に規定する銀行業を行うための店舗(郵便局を除く。)をいう。
- (12) 病院等 病院又は診療所をいう。
- (13) 学習施設 学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は学習塾をいう。
- (14) 博物館等 博物館、美術館又は図書館をいう。
- (15) スポーツ施設 主として健康の維持、体力の向上及び美容のための身体運動に関する技能及び知識を教授するための施設をいう。
- (16) レンタルビデオ店 消費者に対して、音声録音され、又は映像録画されたビデオテープその他の記録媒体を賃貸する事業を行うための施設をいう。
- (17) 対象用途施設 一の建物(道路その他の公共の用に供される施設により2以上の部分に隔てられ、それぞれの部分が屋根、柱又は壁を共通にする場合にあってはその隔てられたそれぞれの部分を、2以上の建物が通路によって接続され、これらの機能が一体となっている場合にあってはこれらの建物の

全体を、附属建物がある場合にあってはこれを合わせたものをいう。以下同じ。)で、その全部又は一部が1の対象用途に供されるもの(その他の対象用途に供される部分を有するもの及び仮設のものを除く。)をいう。この場合において、食料品等小売店舗、食料品を取り扱わない小売店舗及びコンビニエンスストアは、1の対象用途とみなす。

(18) 対象混合用途施設 一の建物で、その全部又は一部が2以上の対象用途に供されるもの(仮設のものを除く。)をいう。この場合において、食料品等小売店舗、食料品を取り扱わない小売店舗及びコンビニエンスストアは、1の対象用途とみなす。

(19) 施設面積 対象用途に供される床面積の合計をいう。

(20) 大規模施設 対象用途施設のうち、施設面積が、対象用途の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる面積以上であるものをいう。

(21) 小規模施設 対象用途施設のうち、大規模施設以外のものをいう。

(22) 大規模混合用途施設 対象混合用途施設のうち、対象用途ごとの施設面積を当該対象用途に応じ別表第1の右欄に掲げる面積で除した数の合計(以下「基準指数」という。)が1以上であるものをいう。

(23) 小規模混合用途施設 対象混合用途施設のうち、大規模混合用途施設以外のものをいう。

(本市の責務)

第2条の2 本市は、自転車等の放置の防止を図るために必要な施策を実施するとともに、自転車等の放置の防止に関する自転車等の利用者、第2条の4第1項の施設の設置者及び関係事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第2条の3 自転車等の利用者は、自転車等を放置しないよう努めなければならない。

(施設の設置者の責務)

第2条の4 学校、鉄道の駅その他の公益的施設の設置者及び店舗、事務所その他の施設で、自転車の駐車需要を生じさせるものの設置者は、当該施設の利用者及び従業者(以下「利用者等」という。)による自転車の駐車需要に応じる規模の自転車駐車を当該施設の敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

2 前項の設置者は、当該施設の利用者等による自転車の放置の防止に努めるとともに、本市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

(関係事業者の責務)

第2条の5 関係事業者は、自転車等の放置の防止に関する顧客の意識の啓発に努めるとともに、本市が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 自転車等の放置に対する措置

(自転車等撤去強化区域の指定)

第3条 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域(同法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。)内に存する公共の場所は、自転車等撤去強化区域(以下「撤去強化区域」という。)とする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、自転車等が放置されることにより、機能に障害が生じ、又は良好な都市環境が損なわれるおそれがある公共の場所を撤去強化区域として指定することができる。

3 市長は、自転車等が放置されることにより、機能に著しい障害が生じ、又は良好な都市環境が著しく損なわれるおそれがある公共の場所以外の場所(不特定かつ多数の者が利用する道路、公園その他の場所に限る。)を撤去強化区域として指定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該場所の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。)の同意を得なければならない。

4 市長は、前2項の規定により撤去強化区域を指定したときは、これを告示するものとする。撤去強化区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 撤去強化区域の指定、変更及び廃止は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

6 市長は、撤去強化区域を指定し、又は変更するときは、あらかじめ、当該撤去強化区域内の見やすい場所に、別に定める標識を設置するものとする。

(自転車等の放置の禁止)

第4条 自転車等の利用者は、撤去強化区域内に自転車等を放置してはならない。

2 自転車等の利用者は、撤去強化区域外の公共の場所においては、自転車等を放置することにより当該公共の場所の機能に障害を生じさせ、又は自転車等を長期間放置してはならない。

(放置されている自転車等の撤去及び保管)

第5条 市長は、撤去強化区域内に自転車等が放置されているときは、これを撤去し、保管することができる。

2 市長は、撤去強化区域外の公共の場所において、自転車等が放置されていることにより、当該公共の場所の機能に障害が生じているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

3 市長は、公共の場所に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに当該公共の場所から移動するよう警告するための標章(以下「警告符」という。)を当該自転車等の見やすい箇所に取り付ける

ことができる。

- 4 市長は、前項の規定により警告符を取り付けた日から起算して7日を経過したにもかかわらず、なお自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定により自転車等を撤去するために必要な限度において、当該自転車等と電柱、柵その他の工作物とをつなぐ鎖の切断その他必要な措置を講じることができる。
- 6 前項の措置により自転車等の所有者又は利用者が受けた損害については、本市は、賠償の責めを負わない。

(自転車等の返還)

第6条 市長は、前条第1項、第2項又は第4項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去した場所の付近の見やすい場所に、撤去した日、保管場所その他必要な事項を記載した別に定める標章をはり付けることにより、その旨を公示するとともに、その所有者又は利用者に対し、当該自転車等を返還するよう努めるものとする。

- 2 前条の規定により撤去した自転車等の返還は、当該自転車等を保管している場所において、別に定めるところにより行うものとする。

(自転車等の売却)

第7条 市長は、第5条第1項、第2項又は第4項の規定により保管している自転車等につき、前条第1項の規定による公示の日から別に定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 2 前項の規定により売却した自転車等の代金の返還は、別に定めるところにより行うものとする。

(撤去及び保管の費用の納入)

第8条 第5条第1項、第2項又は第4項の規定により保管されている自転車等又は前条第1項の規定により保管されている自転車等の代金の返還を受けようとする者は、当該自転車等の撤去及び保管に要する費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において別に定める額を納入しなければならない。

- (1) 自転車 1台につき2,300円
- (2) 原動機付自転車 1台につき4,600円

- 2 市長は、別に定めるときは、前項の費用を免除することができる。

### 第3章 自転車駐車場の付置

(大規模施設を新設する場合における自転車駐車場の設置)

第9条 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)内において大規模施設を新設する者(区分所有に係る施設にあっては、対象用途以外の用途に供する部分のみを設置する者を除く。)は、顧客の利用に供するため、対象用途に供する部分における営業の開始前に、当該大規模施設の敷地内又は当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に、施設面積に応じ、別表第2に掲げる台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、その周辺の土地利用等の状況から当該敷地内及び場所に当該規模の自転車駐車場を設置することが困難であると市長が認めるときは、当該大規模施設を新設する者は、当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250メートル以内である場所に、当該規模の自転車駐車場を設置することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものについて、同項の規定により計算した台数に0.1以上1未満の範囲内で別に定める率を乗じて得た台数を、当該食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設に係る台数とすることができる。

(小規模施設を大規模施設とする場合における自転車駐車場の設置)

第10条 市街化区域内において小規模施設をこれと同一の対象用途に供する大規模施設とする者又は別表第3の左欄に掲げる対象用途に供する小規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者(区分所有に係る施設にあっては、施設面積の増加前から対象用途に供する部分を設置している者で、当該施設面積の増加を行わないもの(以下「他施設の設置者」という。)を含む。)は、当該施設面積の増加に係る部分における営業の開始前に、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、前条第1項の規定の例により設置しなければならない。

- 2 市街化区域内において、前項の規定の施行又は適用の際(以下この条において「基準時」という。)、現に設置されている小規模施設をこれと同一の対象用途に供する大規模施設とする者又は基準時に現に設置されている別表第3の左欄に掲げる対象用途に供する小規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者(区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。)に係る同項の台数については、同項の規定にかかわらず、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数から増加前の施設面積に応じ同表に掲げる台数に0.9を乗じて得た台数(当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り上げた台数)を控除した台数とする。

- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により計算した食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものに係る台数について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項及び第2項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(大規模施設の施設面積を増加させる場合における自転車駐車場の設置)

第11条 市街化区域内において大規模施設の施設面積を増加させる者又は施設面積の増加により別表第4の左欄に掲げる対象用途に供する大規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者(次項本文の規定の適用がある区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。)は、当該施設面積の増加に係る部分における営業の開始前に、増加後の施設面積に応じ別表第2に掲げる台数から増加前の施設面積に応じ同表に掲げる台数を控除した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

- 2 市街化区域内において、前項の規定の施行又は適用の際(以下「基準時」という。)、現に設置されている大規模施設の施設面積を増加させる者又は施設面積の増加により基準時に現に設置されている別表第4の左欄に掲げる対象用途に供する大規模施設を同表の右欄に掲げる対象用途に供する大規模施設とする者に係る同項の台数については、同項の規定にかかわらず、前条第2項の規定の例により計算した台数とする。ただし、前項の規定の施行又は適用の日以後当該施設面積の増加前に、当該大規模施設の施設面積が増加したため、この条例の規定により自転車駐車場を設置すべきであった者については、この限りでない。

- 3 第9条第2項の規定は、前2項の規定により計算した食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店の用に供する大規模施設のうち、別に定めるものに係る台数について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第11条第1項及び第2項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(大規模混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第11条の2 市街化区域内において、大規模混合用途施設を新設する者(区分所有に係る施設にあっては、対象用途以外の用途に供する部分のみを設置する者を除く。)は、顧客の利用に供するため、対象用途に供する部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

- 2 市街化区域内において、小規模混合用途施設を大規模混合用途施設とする者(区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。)は、基準指数の増加に係る部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

- 3 市街化区域内において大規模混合用途施設に係る基準指数を増加させる者(次項において準用する前条第2項本文の規定の適用がある区分所有に係る施設にあっては、他施設の設置者を含む。)は、当該基準指数の増加に係る部分における営業の開始前に、その対象用途ごとに計算した台数を合計した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を、第9条第1項の規定の例により設置しなければならない。

- 4 第9条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る第1項の計算について、第10条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る第2項の計算について、前条の規定は大規模混合用途施設の対象用途に係る前項の計算について準用する。この場合において必要な技術的読替は、別に定める。

(既存の大規模施設又は大規模混合用途施設の設置者等の努力義務)

第11条の3 大規模施設又は大規模混合用途施設を設置している次に掲げる者は、当該大規模施設又は大規模混合用途施設の利用者等による自転車の駐車需要に応じるため、第9条から前条までの規定(第10条第2項及び第11条第2項(前条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))を除く。)により計算した台数の自転車を駐車することができる規模の自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

- (1) 大規模施設のうち第9条から第11条までの規定に適合しないもので、これらの規定の施行又は適用の際現に設置されていたため、これらの規定の適用を受けていないものを設置している者
- (2) 大規模混合用途施設のうち前条の規定に適合しないもので、同条の規定の施行又は適用の際現に設置されていたため、同条の規定の適用を受けていないものを設置している者
- (3) 大規模施設を設置している者のうち、第10条第2項又は第11条第2項の規定の適用を受けているもの
- (4) 大規模混合用途施設を設置している者のうち、前条第4項において準用する第10条第2項又は第11条第2項の規定の適用を受けているもの

(自転車駐車場の設置の届出)

第12条 第9条から第11条の2までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(自転車駐車場の位置等の基準)

第13条 第9条から第11条の2までの規定により設置する自転車駐車場の位置、構造及び設備は、利用者の安全を確保するとともに、自転車を容易に駐車することができるものでなければならない。

(自転車駐車場の管理)

第14条 第9条から第11条の2までの規定により自転車駐車を設置した者は、当該自転車駐車をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(承継)

第15条 第9条から第11条の2までの規定により自転車駐車を設置すべき者(以下「設置義務者」という。)から大規模施設又は大規模混合用途施設(区分所有に係るものにあつては、対象用途に供される部分)を取得した者は、当該設置義務者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置義務者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、期限を定めて、違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

- (1) 第9条から第11条の2までの規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反する自転車駐車を設置した者
- (3) 第14条の規定に違反した者

第4章 削除

第17条から第19条まで 削除

第5章 雑則

(報告又は資料の提出)

第20条 市長は、第2条の4第1項に規定する施設の設置者、自転車駐車の所有者又は管理者等に対し、自転車の放置の防止に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第21条 市長は、第9条から第11条の2までの規定による自転車駐車の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、対象用途に供される建物若しくはその敷地又は自転車駐車場に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第23条 次の各号の一に該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条から第11条の2までの規定に違反した者
- (2) 第16条の規定による命令に違反した者

第24条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (2) 第21条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第25条 第12条又は第15条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附 則

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。ただし、第1章、第3条及び第19条の規定は公布の日から、第2章(第3条を除く。)の規定は市規則で定める日から施行する。

(第2章(第3条を除く。)の規定は昭和60年7月1日規則第31号で昭和60年10月1日から施行)

附 則(平成4年3月31日条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年8月22日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第103号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に撤去された自転車の撤去及び保管に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月31日条例第57号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月1日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年12月1日から施行する。ただし、第2条第5号及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の京都市自転車等放置防止条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項の規定により指定された撤去強化区域は、平成12年11月30日までの間に限り、なおその効力を有する。  
3 改正前の条例第9条から第11条までの規定により設置すべきであった自転車駐車場については、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月26日条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 対象用途施設又は対象混合用途施設で、この条例の施行の際現に設置されているもの又は現に新設等の工事中のものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

附 則(平成27年1月8日条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第84号)

(施行期日)

- 1 この条例中第3条の改正規定は平成27年7月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 標識の設置その他この条例による改正後の京都市自転車等放置防止条例第3条第2項及び第3項の規定により自転車等撤去強化区域を指定するために必要な準備行為は、第3条の改正規定の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年12月22日条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月10日条例第1号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

別表第1(第2条関係)

用途の区分	面積
食料品等小売店舗	300平方メートル
食料品を取り扱わない小売店舗	300平方メートル
コンビニエンスストア	150平方メートル
遊技場	250平方メートル
銀行	400平方メートル
飲食店	300平方メートル
病院等	400平方メートル
学習施設	300平方メートル
博物館等	1,050平方メートル
スポーツ施設	250平方メートル
郵便局	150平方メートル
映画館	450平方メートル
カラオケボックス	450平方メートル
レンタルビデオ店	250平方メートル

官公署	400平方メートル
-----	-----------

別表第2(第9条から第11条まで関係)

施設の種類	店舗面積	台数
食料品等小売店舗, 食料品を取り扱わない小売店舗, コンビニエンスストア, 飲食店又は学習施設	5,000平方メートル未満	施設面積20平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積40平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に250台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積60平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に375台を加算した台数
遊技場, スポーツ施設又はレンタルビデオ店	5,000平方メートル未満	施設面積15平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に334台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積45平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に501台を加算した台数
銀行, 病院等又は官公署	5,000平方メートル未満	施設面積25平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積50平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に200台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積75平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に300台を加算した台数
博物館等	5,000平方メートル未満	施設面積70平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積140平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に72台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積210平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に108台を加算した台数
郵便局	5,000平方メートル未満	施設面積10平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積20平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に500台を加算した台数

	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に750台を加算した台数
映画館又はカラオケボックス	5,000平方メートル未満	施設面積30平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	5,000平方メートルを超える施設面積60平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に167台を加算した台数
	10,000平方メートル以上	10,000平方メートルを超える施設面積90平方メートルまでごとに1台の割合で計算した台数に251台を加算した台数

別表第3(第10条関係)

食料品等小売店舗	食料品を取り扱わない小売店舗
食料品等小売店舗	コンビニエンスストア
食料品を取り扱わない小売店舗	食料品等小売店舗
食料品を取り扱わない小売店舗	コンビニエンスストア
コンビニエンスストア	食料品等小売店舗
コンビニエンスストア	食料品を取り扱わない小売店舗

別表第4(第11条関係)

食料品等小売店舗	食料品を取り扱わない小売店舗
食料品等小売店舗	コンビニエンスストア
食料品を取り扱わない小売店舗	食料品等小売店舗
食料品を取り扱わない小売店舗	コンビニエンスストア
コンビニエンスストア	食料品等小売店舗
コンビニエンスストア	食料品を取り扱わない小売店舗



## 建物には自転車駐車場が必要です



京都市自転車等放置防止条例による  
自転車駐車場付置義務のあらまし

京 都 市

## 目 次

目 次	1
はじめに	2
自転車駐車場の付置義務とは	3
付置義務の対象となる区域	4
付置義務の対象となる者	4
付置義務の対象となる行為	4
付置義務の対象となる建物	5
自転車駐車場の必要台数	6
規模に応じた緩和措置	6
業種に応じた緩和措置	7
増床時の緩和措置	8
自転車駐車場の設置基準	9
自転車駐車場の区画等	9
自転車駐車場の設置場所及び案内	10
付置義務の申請手続	10
付置義務の対象となる建物の継承	11
自転車駐車場の管理	11
違反した場合の命令・罰則	11

## はじめに

今日、自転車は、市民の日常生活を支える手軽で便利な乗り物として、また、環境にもやさしく、健康的な交通手段として、多くの方々に利用されていますが、近年、自転車利用の増大と駐輪マナーの欠如に伴い、駅や繁華街等において大量の自転車が放置されるようになり、歩行者や車両の安全な通行を妨げるとともに、都市の景観を損なう等、大きな社会問題となっています。

京都市では、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境を形成するため、昭和60年に京都市自転車放置防止条例（現在の京都市自転車等放置防止条例）を制定し、自転車駐車場の付置（施設等に付随して自転車駐車場を設置すること）義務を課するとともに、放置自転車の撤去などに取り組んできました。

自転車駐車場の付置については、昭和60年10月1日から、食料品を取り扱う小売店舗に対して義務付けをスタートさせましたが、平成12年12月1日からは、食料品を取り扱わない小売店舗、遊技場及び銀行・信用金庫にも対象を拡大し、義務を課したところです。

しかし、依然として、繁華街等で自転車駐車場がない施設の周辺では、路上等に自転車が放置されるといった問題が生じています。

このような問題の解決を図るためには、多くの自転車利用がある施設において、駐輪需要に応じた自転車駐車場が設置されていることが不可欠となります。

そこで、原因者負担の考え方にに基づき、自転車利用者の目的先である施設の設置者に、より広く自転車駐車場設置の責務を果たしていただくよう、平成21年10月1日から従来の対象施設である小売店舗、遊技場及び銀行・信用金庫に加え、飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店及び官公署を新たに付置義務の対象とし、自転車駐車場を確保していくこととしました。

このパンフレットでは、京都市自転車等放置防止条例に基づく自転車駐車場の付置義務について、その概要をわかりやすく説明しています。

## 自転車駐車場の

# 付置義務とは

官公署、学校、図書館、公会堂、店舗及び事務所等で、自転車の利用が多い施設には、自転車駐車場がないと自転車が道路等の公共の場所に溢れ、歩行者の迷惑になるばかりでなく、災害時の避難にも危険が伴います。

そのため、これらの施設の設置者は、その敷地内又はその周辺に、利用者や従業員のための自転車駐車場を設置していただくとともに、自転車がその施設周辺の道路等に放置されないよう、心掛けてください。

なかでも、小売店舗、遊技場、銀行、飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店及び官公署で大規模なものには、特に多くの自転車の利用がありますので、その設置者は、利用者のために施設の敷地内又は周辺に自転車駐車場を必ず設置しなければならないこととなっています。

### 【参考】根拠法令

- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（第5条第3項及び第4項）
- 京都市自転車等放置防止条例（第8条から第16条）



## 付置義務の

### 対象となる区域

都市計画法に定められている「市街化区域」が対象区域です。

## 付置義務の

### 対象となる者

対象となる施設の設置者（所有者）が対象者です。

賃貸等による建物で営業されるときも、施設の設置者（所有者）が対象者となります。

## 付置義務の

### 対象となる行為

平成21年10月1日以降に、

- 新設
- 増床

を行う場合に、自転車駐車場の設置が義務付けられています。

## 付置義務の

# 対象となる建物

対象となる建物の用途の区分、施設面積の規模及び施設面積に算定される部分については、下表のとおりです。

用途の区分	施設面積	施設面積に算定されるもの
食料品等小売店舗	300m <sup>2</sup> 以上	売場、ショーウインド、ショールーム、サービス施設、物品の加工修理場のうち顧客から引受の用に直接供する部分 など (大規模小売店舗立地法第2条第1項による店舗面積)
食料品を取り扱わない小売店舗	300m <sup>2</sup> 以上	
コンビニエンスストア(※)	150m <sup>2</sup> 以上	
遊技場 (パチンコ店、ゲームセンター等)	250m <sup>2</sup> 以上	遊技室、景品交換所 など
銀行 (銀行、信用金庫)	400m <sup>2</sup> 以上	銀行室、一般応接室、ロビー、ショーウインド、現金自動支払機設置室 など
飲食店	300m <sup>2</sup> 以上	客室、待合室 など
病院等 (病院、診療所、歯科医院、歯科診療所)	400m <sup>2</sup> 以上	一般外来診察室、一般外来検査室、待合室、会計室 など
学習施設 (専門学校、各種学校、学習塾)	300m <sup>2</sup> 以上	教室、講堂、実習室、自習室、図書室、資料室 など
博物館等 (博物館、美術館、図書館)	1,050m <sup>2</sup> 以上	展示室、施設利用者のための売店 など
スポーツ施設 (フィットネスクラブ、各種運動教室等)	250m <sup>2</sup> 以上	スタジオ、体育館、トレーニングルーム、マシンジム室、プール、相談室、風呂、更衣室、休憩室、ロビー など
郵便局	150m <sup>2</sup> 以上	営業室、一般応接室、ロビー、ショーウインド、現金自動支払機設置室 など
映画館	450m <sup>2</sup> 以上	観客席、施設利用者のための売店 など
カラオケボックス	450m <sup>2</sup> 以上	客室、待合室 など
レンタルビデオ店	250m <sup>2</sup> 以上	商品陳列室、視聴室 など
官公署	400m <sup>2</sup> 以上	一般待合室、一般応接室、一般会議室、一般集会室 など

※ 飲食料品及び日用品を販売する業務を行うための小売店舗で、主として飲食料品を販売し、その大部分においてセルフサービス方式(次の要件を満たしているものをいう。)を採用しているもののうち、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。

- (1) 商品の包装を購入時に行わないこと。
- (2) 販売価格があらかじめ定められていること。
- (3) 客が自由に商品を取り集め、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して商品の代金を支払うこと。

## 自転車駐車場の

# 必要台数

設置すべき自転車駐車場の規模は、下表のとおりです。

用途の区分	自転車駐車場の規模
食料品等小売店舗 食料品を取り扱わない小売店舗 コンビニエンスストア 飲食店 学習施設	施設面積20m <sup>2</sup> までごとに1台
遊技場 スポーツ施設 レンタルビデオ店	施設面積15m <sup>2</sup> までごとに1台
銀行 病院等 官公署	施設面積25m <sup>2</sup> までごとに1台
博物館等	施設面積70m <sup>2</sup> までごとに1台
郵便局	施設面積10m <sup>2</sup> までごとに1台
映画館 カラオケボックス	施設面積30m <sup>2</sup> までごとに1台

## 規模に応じた緩和措置

施設面積が5,000m<sup>2</sup>以上の非常に大きな施設については、次のとおり緩和措置を設けています。

施設面積	緩和措置
5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満の部分	施設面積に応じて計算した台数の2分の1に軽減
10,000m <sup>2</sup> 以上の部分	施設面積に応じて計算した台数の3分の1に軽減

## 業種に応じた緩和措置

食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店については、その業種が多岐にわたり、駐輪需要が異なるため、業種に応じた緩和措置を設けています。

用途の区分	業 種	緩 和 措 置
食料品を取り扱わない小売店舗	衣料品店、園芸用品店、靴屋、スポーツ用品店、フラワーショップ、家電店、医薬品・化粧品店	施設面積20m <sup>2</sup> までごとに1台の割合で計算した台数の5割に軽減
	家具店、カー用品店、ペットショップ、仏具店、自転車店、日本人形店、陶器店、寝具店、カメラ・時計店、金物店、宝石店、眼鏡店	施設面積20m <sup>2</sup> までごとに1台の割合で計算した台数の1割に軽減
飲 食 店	日本料理店・中華料理店・西洋料理店などの各国料理店、ラーメン店・焼肉店・スパゲティ店・カレー店・そば・うどん店・すし店などの専門料理店、居酒屋等の酒場・ビアホール	施設面積20m <sup>2</sup> までごとに1台の割合で計算した台数の5割に軽減
	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ	施設面積20m <sup>2</sup> までごとに1台の割合で計算した台数の1割に軽減





## 増床時の緩和措置

施設を増床する場合には、本来、既設部分を含めた施設面積に相当する規模の自転車駐車場付置義務が課されますが、既設部分の施設面積に相当する自転車駐車場の規模について、1割に軽減する緩和措置を設けています。

用途の区分	対象部分
食料品等小売店舗	昭和60年10月1日より 以前から設置されているもの
コンビニエンスストア	
食料品を取り扱わない小売店舗	平成12年12月1日より 以前から設置されているもの
遊技場	
銀行	
飲食店	平成21年10月1日より 以前から設置されているもの
病院等	
学習施設	
博物館等	
スポーツ施設	
郵便局	
映画館	
カラオケボックス	
レンタルビデオ店	
官公署	

## 自転車駐車場の

# 設置基準

### 自転車駐車場の区画等

自転車駐車場の設置に当たっては、その区画や形態について、以下の基準を満たしてください。

- 自転車駐車場の区画は、平置きの場合にあつては1台あたり幅0.5m、長さ2.0mを確保してください。  
ただし、ラック等を設置する場合は、ラックの数を基準とします。(設置するラックのカタログ等の提出が必要です。)
- 設置される自転車駐車場は、付置義務台数のうち1割を目安に、原動機付自転車の駐車にも対応可能な形態のものとしてください。(区画は上記の基準と同等以上を確保してください。)  
ただし、原動機付自転車駐車場を別に設けるときは、この限りではありません。

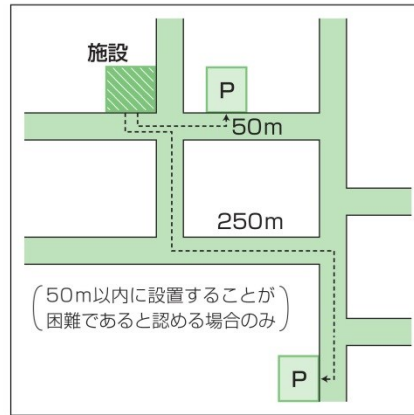


## 自転車駐車場の設置場所及び案内

自転車駐車場は、施設敷地内又は当該敷地からの歩行距離がおおむね50m以内の場所に確保してください。

ただし、その場所に自転車駐車場を設置することが困難であると認める場合は、当該敷地からの歩行距離がおおむね250m以内の場所に設置することができます。

また、自転車駐車場を設置されるときは、施設の入口付近の見やすい場所に、自転車駐車場への案内板を設置してください。



## 付置義務の

## 申請手続

申請に当たっては自転車駐車場設置届（第5号様式）（本市ホームページからダウンロードできます。）及び添付書類を提出してください。

自転車駐車場設置届に必要な添付書類は、次のとおりです。

- ・ 付近見取図
- ・ 施設配置図（建築確認申請に提出するものと同一のもの）
- ・ 自転車駐車場配置図（建築確認申請に提出するものと同一のもの）
- ・ 施設各階平面図（建築確認申請に提出するものと同一のもの）
- ・ 自転車駐車場平面図（幅、長さ等の区画を記載したもの）
- ・ 自転車駐車場の管理の方法を記載した書類

など

また、届け出た事項を変更する場合も、自転車駐車場等変更届等を提出する必要があります。

自転車駐車場付置義務の対象となる建物を新設又は増床する場合は、事前に京都市建設局自転車政策推進室まで必ずご相談ください。

付置義務の対象となる

## 建物の継承

自転車駐車場付置義務の対象となる建物を購入、合併、相続等により取得されたときは、取得の日から30日以内に京都市建設局自転車政策推進室まで届け出てください。

自転車駐車場の

## 管 理

自転車駐車場の設置目的に沿うように管理し、施設の一部や荷さばき場への転用など、本来の設置目的を外れた使用により、施設利用者の自転車が道路等に放置されることがないよう適正な管理を心掛けてください。

また、自転車駐車場に放置された自転車については、自転車駐車場の管理者等において、適正に対処してください。

違反した場合の

## 命 令 ・ 罰 則

自転車駐車場付置義務に関して、京都市自転車等放置防止条例に定められた事項に違反した場合には、措置命令や罰金を科されることがあります。

自転車駐車場付置義務及び京都市自転車等放置防止条例に関する問い合わせ先

### 京都市建設局自転車政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地

電 話 075-222-3565

F A X 075-213-0017

メール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp



平成28年4月

### 3 駐輪施設実態調査票及び利用者アンケート調査票

図表 参考資料 3.1 アンケート調査票

区	施設NO.	<b>集客施設自転車利用者アンケート調査</b>	自転車	原付				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">駐輪場利用者</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">それ以外の方</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>			駐輪場利用者		それ以外の方	
駐輪場利用者								
それ以外の方								
		調査日時	月	日( )				
			時	分				
<b>本日の行動について教えてください。</b>								
問1 ここまではどのくらいですか？今日の目的はなんですか？また、目的場所はどこですか？ それぞれ最も当てはまる番号に1つずつ○をお答えください。								
所要時間	1. 約5分未満    2. 約5～10分未満    3. 約10～20分未満    4. 約20分以上(    分程度)							
利用目的	1. 通勤    2. 通学    3. 仕事    4. 通院    5. 公共施設    6. 買い物    7. 食事    8. 観光    9. 娯楽 10. 訪問    11. その他(    )							
目的施設	1. 食料品等小売店舗    2. 食料品を取り扱わない小売店舗    3. コンビニ    4. 遊技場    5. 銀行 6. 飲食店    7. 病院    8. 学習施設    9. 博物館等    10. スポーツ施設    11. 郵便局    12. 映画館 13. カラオケボックス    14. レンタルビデオ店    15. 官公署    16. その他(    ) 差し支えなければ目的施設の名称を具体的に教えてください。 施設名称(    )							
問2 こちらでの駐輪時間はどのくらいですか？該当する番号に1つだけ○をお答えください。(駐輪開始時間:    時頃)								
1. 30分未満    2. 30分～1時間未満    3. 1～2時間未満    4. 2～3時間未満    5. 3時間以上(    時間)								
問3 目的地までの距離はここからどのくらいですか？該当する番号に1つだけ○をお答えください。								
1. 直近～50m未満    2. 50～100m未満    3. 100～200m未満    4. 200m以上(    m程度)								
問4 こちらの駐輪場を利用された理由は何ですか？該当する番号に最大3つまで○をお答えください。								
1. 目的地に近いから    2. 無料だから    3. 納得できる施設利用料だから 4. 他の駐輪場を知らないから    5. 路上駐輪をしたくないから    6. 広く停めやすいから 7. いつも利用しているから    8. 管理人がいて安心して置けるから    9. その他(    )								
問5 それ以外の方にお聞きます。こちらに停めている理由は何ですか？該当する番号に最大3つまで○をお答えください。								
1. 駐輪場がないから    2. 駐輪場の場所を知らないから    3. 駐輪場が遠いから 4. 駐輪場が混んでいるから    5. 駐輪場の設備が使いにくいから(具体的に:    ) 6. 駐輪場が有料だから    7. 駐輪料金が安いから    8. 短時間しか停めないから 9. みんなが停めているから    10. 邪魔にならないから    11. その他(    )								
<b>駐輪場の満足度についておたずねします。</b>								
問6 駐輪場を利用された方にお聞きます。こちらの駐輪場に満足していますか？ 5段階評価で、該当する番号に1つだけ○をお答えください。 5. 満足    4. やや満足    3. 普通    2. やや不満    1. 不満								
問7 どのような点が満足・不満ですか？具体的にお答えください。 (    )								
問8 駐輪について、なにかご意見・ご感想がありましたら自由にお答えください。								
<b>最後に、あなた自身のことについて教えてください。</b>								
①あなたの性別は？	1. 男性    2. 女性							
②あなたの年齢は？	1. 10代    2. 20代    3. 30代    4. 40代    5. 50代    6. 60代    7. 70代以上							
③あなたのご職業は？	1. 中・高校生    2. 大学生・院生    3. 会社員・公務員    4. 自営業    5. パート・アルバイト 6. 専業主婦・主夫    7. 無職    8. その他(    )							
④あなたのお住まいは？	1. 京都市内(    区)    2. 京都府下(    市町村)    3. 他府県(    )							



#### 4 駐輪実態報告資料（別冊）

別冊「市内中心部における駐輪需要等に関する調査研究 資料編（駐輪実態調査報告）に掲載する。





市内中心部における駐輪需要等  
に関する調査研究

—平成 29 年 3 月発行—

京都市 建設局 自転車政策推進室

〒 604-8571

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番

電話 075-222-3111 (代表)

一般財団法人 地方自治研究機構

〒 104-0061

東京都中央区銀座 7-14-16 太陽銀座ビル 2 階

電話 03-5148-0661 (代表)